

独立行政法人国立健康・栄養研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の概要

独立行政法人国立健康・栄養研究所は、組織・業務全般の見直し当初案を本年 8月 24日の調査研究部会、同月 27日の総会での御審議を経て同月 31日に総務省に提出いたしました。

この度、11月 26日付で政策評価・独立行政法人評価委員会から本法人に対する標記の「勧告の方向性」が示されました。勧告の方向性の主なものは次のとおりです。

1 勧告の方向性の主なもの

- ① 特別用途食品の表示許可試験及び収去試験に係る役割分担の見直し
健康増進法の規定に基づく特別用途食品の表示許可試験及び収去試験の実施に当たっては、検査方法が標準化されたものその他研究所が行わずとも民間の登録試験機関において対応可能な試験（収去試験を含む。）については、積極的に登録試験機関の活用を図るものとし、研究所はこれら検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むべきと勧告されました。
- ② 特別用途食品の表示許可試験手数料
研究所が行う特別用途食品の表示許可試験の手数料については、分析試験の内容に関わらず、一律 17万 2千円となっていることから、登録試験機関の実態も調査し、分析試験の内容に応じた額とすることを含め検討した上で、手数料を見直すべきと勧告されました。
- ③ 栄養情報担当者（N R）認定制度の廃止
栄養情報担当者（N R）認定制度については、研究所が本制度を行う必要性等を検討し、第三者機関への業務移管との結論に達したため、研究所の業務としては廃止するものとし、それに伴う要員の合理化を図るべきと勧告されました。
- ④ 組織面の見直し
独立行政法人医薬基盤研究所及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所との三法人の統合に関しては、研究面における具体的な効果が明らかでなく、また、各法人の研究領域の重なり・関連性が希薄なものも見受けられ、さらに各法人の既存の事務所等が分散していることから、間接部門の合理化効果も限定的である。このため、具体的な研究成果の発揮、効率的・効果的な業務運営の確保、ひいては国民への成果の還元という観点から、具体的なメリット及びデメリットを慎重に検討した上で、結論を得るべきと勧告されました。